

報告第4号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年6月8日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

記

項 目	内 容
発生日時・場所	令和2年5月24日 午後3時10分頃 飛騨市神岡町 [REDACTED]
事故の概要	神岡町船津地内で発生した建物火災において、飛騨市消防団神岡方面隊第3分団第2部が火点建物から西側への延焼防止のため市道相生～玉川線に面した本件相手方所有の作業所東側で放水体勢をとり、延焼建物上階へ有効な注水をするため作業所の直近で活動していたところ、作業所引き戸1枚に接触したため、引き戸が倒れガラスを破損させたもの。
相手方	飛騨市神岡町 [REDACTED] [REDACTED]
相手方損害額	18,700円
市の過失割合	100%
損害賠償金	18,700円
内 保険金	18,700円
訳 一般財源	0円
専決年月日	令和2年5月26日 専決第9号